

総長選考・監察会議（第1回）

令和7（2025）年4月16日（水）

13：30～15：30

議 題

1. 議長の選出について
2. 議長代行の指名について
3. 今年度の総長選考・監察会議の進め方について
 - ・学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託
4. 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート結果報告について
5. その他

配付資料

1. 令和6年度第13回総長選考・監察会議議事要旨（案）
2. 東京大学総長選考・監察会議委員名簿
- 3－1. 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項
- 3－2. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
- 4－1. 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート（集計結果）（公開用）
- 4－2. 次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて（依頼）
- 4－3. 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート回答用紙（部局別回答一括版）
- 4－4. 次期総長選考に向けた課題に関するアンケート（設問別回答まとめ）
5. 令和7年度総長選考・監察会議日程

参考資料

1. 求められる総長像（案）
2. 次期総長選考に向けた課題検討

第 13 回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和 7 年 3 月 14 日（金） 13：30～15：16
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、酒匂、佐藤、関根、板東、浦野、杉山、中島、
中西、南學、納富、兵藤、目黒 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議 題
 - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について
 - 2 令和 7 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 3 求められる総長像について
 - 4 その他
6. 配付資料
 - 1－1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（案）
 - 1－2 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（2024 年度実績）
 - 2 令和 7 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）
 - 3－1 次期総長選考に向けた課題検討
 - 3－2 求められる総長像（令和 2 年 4 月 28 日 総長選考会議）
 - 3－3 求められる総長像（平成 26 年 7 月 8 日 総長選考会議）
 - 4－1 令和 7 年度総長選考・監察会議日程（第 1 次案）
 - 4－2 第 11 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 4－3 第 12 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
 - 1 総長の賞与に係る職務実績の評価について
 - 2 東京大学憲章
 - 3 他大学等の総長像等
 - 4 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

8. 議事

議事に先立ち、議長から、次期総長選考に関する具体的な制度設計の検討を円滑に進めるため、法律分野の知見を有し、本学のガバナンスに精通する法学政治学研究科の宍戸教授及び社会科学研究所の田中教授から助言をいただくことについて、必要性を認めた旨の報告があり、本日陪席いただける田中教授の陪席について賛否が諮られ、出席委員から異

議はなく、了承された。

1 総長の賞与に係る職務実績評価について

議題1に関し、議長代行及び事務局から、配付資料1-2に基づき説明があり、議長から、令和6年度の総長の賞与に係る職務実績自己評価書を配付資料1-2のとおりとすることについて、賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、議長から、配付資料1-1及び参考資料1に基づき、来年度の当該評価の実施スケジュールについて説明があり、を配付資料1-1及び1-2のとおり依頼することについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

2 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題2に関し、議長代行から、配付資料2に基づいて説明があり、議長から、次年度の総長選考・監察会議に申し送る事項を配付資料2のとおりとすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

3 求められる総長像について

議題3に関し、事務局から、配付資料3-1から3-3並びに参考資料2及び3に基づき、説明があった。次いで、議長代行から、総長選考・監察会議学内ワーキング・グループの検討結果について説明があり、議長から、求められる総長像の具体化に関する検討の方向性を、(a)現行維持とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。次いで、次期総長に求めていくべき資質や能力について、意見交換が行われ、出席委員から、配付資料3-3の2について「現代社会の要請に応え」という記載が受動的だと捉えられるのではないかと意見があり、「現代社会の要請に能動的に応え」とすることが確認された。

4 その他

・次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて

議長から、第12回総長選考・監察会議において審議した次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて、3月4日に部局長宛に依頼をしたこと及び来年度の第1回総長選考・監察会議において、結果をお示しする予定である旨の報告があった。

・録音データの取扱いについて

議長から、録音データの取扱いについて、席上配置資料「会議の録音データの取扱いに関する申合せ」に基づいて、説明があった。次いで、議長から令和5年度の録音データの廃棄について諮ったところ、出席委員から異議はなく、承認された。

・令和7年度の日程案について

議長から、令和7年度総長選考・監察会議の日程について、次期総長選考に向けた検討課題が多数あることに伴い、臨時開催のための日程調整を行っている旨の説明があり、事務局から、配付資料4-1及び参考資料4に基づいて、来年度のスケジュールについて、説明があった。

・令和7年度の議長代行について

議長から、来年度は例年より多くの開催が予定されており、来年度の第1回総長選考・監察会議において選出される議長が出席が困難となる場合も滞りなく議事を進行するために、議長代行を2名とする体制も考えられる旨の発言があり、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、議長から、来年度の議長に、議長代行を2名とする体制について検討いただきたい旨を申し送るとの発言があった。

以上

東京大学総長選考・監察会議委員名簿

令和 7 年 4 月 1 6 日現在

選出会議	氏 名	任 期	備 考
経営協議会	遠 藤 信 博	2024年4月1日 ～2026年3月31日	日本電気株式会社 特別顧問
経営協議会	国 谷 裕 子	2024年4月1日 ～2026年3月31日	東京藝術大学 理事 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別 招聘教授 自然エネルギー財団理事
経営協議会	國 土 典 宏	2024年4月1日 ～2026年3月31日	国立健康危機管理研究機構 理事長
経営協議会	小 林 いずみ	2024年4月1日 ～2026年3月31日	A N Aホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外 取締役 オムロン株式会社 社外取締役
経営協議会	酒 匂 真 理	2024年4月1日 ～2026年3月31日	miup 会長
経営協議会	佐 藤 康 博	2024年4月1日 ～2026年3月31日	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
経営協議会	関 根 千 津	2024年4月1日 ～2026年3月31日	合同会社RiseWave啓 代表
経営協議会	板 東 久美子	2024年4月1日 ～2026年3月31日	日本赤十字社 常任理事 雪印メグミルク株式会社 社外取締役
教育研究評議会	岩 間 厚 志	2024年4月1日 ～2027年3月31日	医科学研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	宇 野 重 規	2025年4月1日 ～2028年3月31日	社会科学研究所長 (2024年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	浦 野 泰 照	2024年4月1日 ～2027年3月31日	薬学系研究科長 (2024年4月1日～2026年3月31日)
教育研究評議会	粕 谷 誠	2025年4月1日 ～2028年3月31日	経済学研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	寺 田 寅 彦	2025年4月1日 ～2027年3月31日	総合文化研究科長 (2025年4月1日～2027年3月31日)
教育研究評議会	中 島 隆 博	2024年4月1日 ～2027年3月31日	東洋文化研究所長 (2023年4月1日～2026年3月31日)
教育研究評議会	平 地 健 吾	2025年4月1日 ～2028年3月31日	数理科学研究科長 (2024年4月1日～2026年3月31日)
教育研究評議会	古 村 孝 志	2025年4月1日 ～2028年3月31日	地震研究所長 (2025年4月1日～2027年3月31日)

計 1 6 名（敬称略、五十音順）

令和 7 年 3 月 1 4 日
総長選考・監察会議

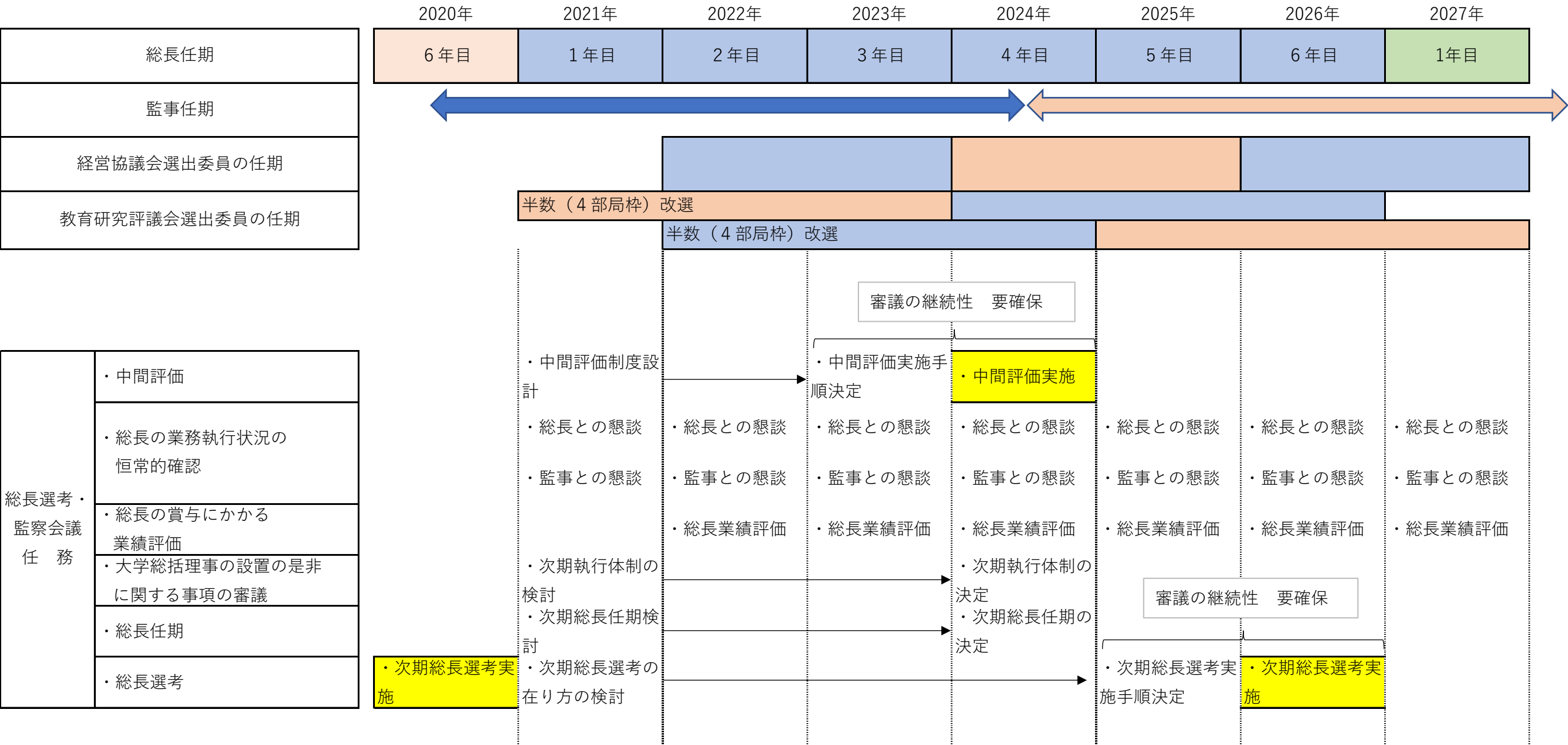
令和 7 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項

令和 6 年度の総長選考・監察会議においては、前年度からの申し送り事項を踏まえ、総長の賞与に係る職務実績評価及び総長の間接評価を実施した。

次年度以降においては、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」（別紙 1）及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」（別紙 2）に従い、課題等の検討を行うことを申し送る。

総長選考・監察会議スケジュール

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布
- 法施行
- 支援開始
- 基本方針
- 認定申請（第1回）
- 認定申請（第2回）
- 計画認可申請（第1回）
- 計画認可申請（第2回）

★国立大学法人法一部改正法

- 法公布
- 法施行

2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

※この行程表は必要に応じて適宜見直すことができる。

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。	・スケジュール ・自己評価書フォーマット・評価資料（内規18条2項） ・意見照会手続き（内規18条3項） ・評価案の作成方法（内規18条4項） ・総長に対する質疑の形式（内規18条4項） ・評価の決定方法（内規18条4項） ・評価結果の通知方法（内規19条1項） ・評価結果の公表方法（内規19条2項）	(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。	・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し ・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し ・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決	2023年10月まで	2024年3月の総長選考・監察会議で決定

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。	・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要 ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討 ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要 ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素 ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要 ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき	(a) 6+0（H21年～現行） (b) 4+0（S47年～H20年） (c) 4+2（S24年～S47年） (d) 5+ α （T8年～S13年） ・・・など ※過去の検討経緯 「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換） ・学内構成員への意見照会 ・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 （・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正）	2025年3月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定

○申し送り事項1．次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点		検討の方向性・選択肢		必要手続		検討完了時期	手続完了時期	
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表		(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し		・総長選考・監察会議の了承				
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認		分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)				2025年3月まで
	②求められる総長像	実施手順の検討	・「求められる総長像」の具体化についての検討		(a) 現行維持 (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承		2025年12月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	③意向投票		・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討		選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・運営方針会議への意見照会 (国立大学法人法第21条の8) ・学内構成員への意見照会		2026年3月まで	
	①選考プロセス全体		・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討							
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①第2次候補者の絞り込み方法	実施手順の検討	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める				・総長選考・監察会議の了承		2026年3月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	②候補者情報の収集の在り方		・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策				・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正			
	③候補者情報の発信・提供の在り方		・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信				・総長選考・監察会議における表決			
	④経営協議会との関係		・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方				・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。			

○申し送り事項２．総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(１)	・ 総長の業務執行状況の確認方法 ・ 監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・監察会議の了承		
(２)	・ 総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(３)	・ 将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則１－４ 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和３年３月１８日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・監察会議の了承	2023年２月まで	2023年３月の 総長選考・監察 会議で決定

○総長の賞与に係る職務実績評価等についての意見

＜効率的かつ効果的な手続き等の実施＞

- ・総長の職務実績に関する議論や意見聴取が行われる様々な場と、総長選考・監察会議による賞与に係る職務実績評価との関係も考慮して、手続の簡素化、重点化を含めて、効率的かつ効果的な手続とすることが望ましい。

＜評価の視点＞

- ・総長に求められるものは何か、それをどのように評価するかについて、各委員で共通の視点を持つことが重要である。その視点を踏まえ、総長から報告いただきたい事項を整理し、総長に伝える必要がある。

○総長選考・監察会議全体に関する意見

＜意見聴取＞

- ・総長、監事以外の学内構成員の意見を、総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があるのではないか。ただし、その目的や作業量の平準化の観点から、その時期及び意見を聴く構成員の範囲を絞る等、メリハリをつけて運用することが考えられるのではないか。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料 3 - 2

2025 (R7) .4.16
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像								◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆求められる総長像の決定				◆総長選考の公示
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆プロセス等の決定				
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆規則改正				
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 9/17 総長選考会議 9/25 経営協議会 10/31 運営方針会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会	3/13 総長選考会議				

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

次期総長選考に向けた課題に関するアンケート（集計結果）

1. 総長選考プロセスの大枠について

(1) 代議員会の構成について

① 第1次総長候補者を選出する代議員会の構成として適切であるとお考えのものをお選びください。(複数回答可) 【必須】

選択肢	選択部局数
a 現行のとおりでよい	19
b 教授会構成員以外の教職員の代議員数を増やすべき	1
c その他	3

② aを選択した場合は、その理由をお書きください。b,cを選択した場合は、その代議員選出方法、選出基準についてお考えをお書きください。【必須】

「a 現行のとおりでよい」選択の理由（主な意見）

- ・教育研究の現場である部局教授会構成員による選出を中心としつつ、それ以外の教職員の声も尊重できる構成となっているため。
- ・組織運営の経験を反映した適切な構成である。
- ・代議員会の構成は、本学の教育・研究の基礎的構成単位（主として教育研究部局）を基盤としつつ、代議員数は一律とし、あえて部局の規模を直接に代議員数の多寡に連動させない仕組みをとっており、本学の特徴である学問分野の多様性を第1次総長候補者の選出に反映させようとする考え方に基づいており、この考え方は適切である。
- ・これまでのやり方で特に問題は生じていない。

その他（主な意見）

- ・助教や、事務・技術職員などからより多様な意見を求めているかどうか。
- ・代議員の男女比を構成員の男女比に近づけるべき。
- ・代議員の構成を教職員の構成により近づけるべきではないか。
- ・少数であっても学生代議員を含めることを検討すべきではないか。
- ・東京大学基本組織規則第20条の2から第21条の4の組織について、個別に代議員選出母体と考える余地もあるのではないか。

(2) 意向投票の投票権を付与する範囲について

① 第2次総長候補者に対する意向投票の投票権を付与する範囲として適切であるとお考えのものをお選びください。(複数回答可) 【必須】

選択肢	選択部局数
a 現行のとおりでよい	17
b 常勤の特任教員にも投票権を付与すべき	0
c 幹部職員にも投票権を付与すべき	4

d その他（その選出方法、選出基準についても併せてお書きください）	4
-----------------------------------	---

【自由記述（dを選択した場合のみ必須）】

「a 現行のとおりでよい」選択の理由（主な意見）

- ・3号評議員・4号評議員の選出資格・被選出資格は、教育研究に関する大学の意思決定に関与する権限・責任を意味する。意向投票の投票権を付与する範囲を、この資格より広げることは整合的といえるか考える必要がある。
- ・総長に求められる資質として「教育研究活動を導く国際的な視野と実行力」が掲げられている。この資質を見定められるものとして現行制度の範囲が適切である。

その他（主な意見）

- ・幹部職員には意向投票の投票権を付与して本学の運営・経営への関心と責任を自覚してもらうことには意味があると思われる。
- ・「幹部」職員の範囲を適切に定められるかという問題もある。
- ・意向投票の投票権は常勤教職員に付与すべき。
- ・学生にも何らかの形式で意向表明の機会が付与されるべきと考える。

（3）求められる総長像について

東京大学の課題・将来像を踏まえた総長像の在り方について、ご意見がありましたらお書きください。【任意】

○リーダーシップのあり方について（主な意見）

- ・部局間、その他教職員・学生を含む本学構成員相互の多様性に鑑み、効率や機動性に偏ることなく、その調整に労を厭わず、公平公正な立場から各々の可能性を最大限に引き出そうとする姿勢を備えていることが求められる。
- ・令和2年4月28日付「求められる総長像」の「東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重」「組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮」などの点は、今後も変わることなく本学の総長に期待される姿勢、資質である。
- ・現行の求められる総長像に異論ないが、変革を実行するためには強いリーダーシップが必要であり、特にこの点に期待したい。

○細分化・具体化について（主な意見）

- ・「求められる総長像」が、代議員会及び経営協議会による第1次総長候補者の選出並びに総長選考・監察会議による第2次総長候補者の選定の基準（及び同会議が説明責任を果たす際の基準）となることから、現行の「求められる総長像」よりはもう少し細分化・具体化した書き方になっても良いと思われる。
- ・あらかじめ候補者を限定してしまうので、一般的・抽象的な原則の提示で十分であると思う。
- ・広く学内外から多様な候補者を得るために、求められる総長像についてはこれまで通り抽象的な表現を用いることで良いと思われる。

○その他（主な意見）

- ・東京大学のミッションと活動範囲が広がり、また、諸種のリスク管理が求められる中で、総長

には、東京大学の組織と意思決定手続において、良好なガバナンスを実現する意思と能力が必要である。

(4) 意向投票の在り方について

①意向投票の実施にあたり、どのような意向投票が適切であるとお考えでしょうか。a~d いずれかを選択の上、その選択理由【必須】をお書きください。なお、意向投票についてご意見がある場合は併せてお書きください【任意】。

選択肢	選択部局数
a 複数回の投票を行う必要はない	0
b 複数回の投票で複数名に絞るのがよい	3
c 複数回の投票で一人に絞るのがよい	17
d その他	1
未回答	1

【a~d いずれを選択した場合にも理由をお書きください（必須）】

○「c 複数回の投票で一人に絞るのがよい」選択の理由（主なもの）

- ・複数回の投票で慎重に一人に絞り込むことは、総長のリーダーシップが構成員の支持と信頼の上に成り立つという東京大学の伝統に適合する。
- ・総長選考・監察会議が最終決定を行う際、候補者に対する大学構成員の意向は重要な判断要素であり、複数回の投票を通じて候補者を絞り込む過程は、構成員が全学的視野に立った判断を行うために必要なプロセスである。
- ・総長の強いリーダーシップを裏付けるためには、構成員の支持を明確にすることが望ましく、大学の民主主義という意味でも一人に絞るべきである。
- ・最終的に一人の候補者を意向投票結果として出すことは、構成員の総意の集約として重要であり、選考会議での議論の題材となりえるため、複数回の投票+決選投票は意味がある方法である。
- ・複数回の投票を経るなかで、可能な選択の中で最良の選択をするという意味で、投票者に熟慮の機会を与えることが重要である。

○その他の選択肢を選択した理由（主なもの）

- ・一人に絞ってしまうと意向投票の結果と最終決定者が異なる場合、かえって意向投票の意義が損なわれかねないため複数名に絞るのがよいと考える。
- ・社会的な説明の観点では、総長選考会議が最終的に決定する余地を残すことがよいと考える。

意向投票の在り方についてご意見があればお書きください。【任意】

○意向投票の制度の維持及び結果の尊重について（主なもの）

- ・意向投票の実施は本学に相応しいリーダーシップを発揮できる総長を選考するための総長選考・監察会議の主体的決定の一部である。
- ・意向投票の結果に沿って選出された総長は政治的正当性を持ち、強いリーダーシップを発揮す

ることができるため、意向投票の結果は尊重されるべき。

○投票回数について（主なもの）

- ・投票の最大回数（3回＋1回）には検討の余地がある。

○投票権の範囲について（主なもの）

- ・事務職員も含めることが妥当だと思われる。
- ・学生の意向投票は異なる方式を採用することも考えられる。

2. 総長選考プロセスにおける具体的事項について

（1）構成員等に対する候補者情報の発信・提供の在り方

①第1次候補者に関する情報の公表について、第1次候補者は立候補制ではなく推薦されて選ばれており、第2次候補者に選ばれなかった方への配慮から、従来からその氏名を公表しない扱いとしています。これを踏まえて、適切であるとする選択肢をお選びいただき、併せて理由もお書きください。【必須】

選択肢	選択部局数	
a 第1次候補者に関する情報の公表が必要	6	27.3%
b 第1次候補者に関する情報の公表は不要	16	72.7%

【a,b どちらを選択した場合も理由をお書きください】

○「b 第1次候補者に関する情報の公表は不要」選択の理由（主なもの）

- ・第1次候補者は立候補ではなく、推薦で選ばれているので、第2次候補者に選ばれなかった方への配慮は必要だと思われる。
- ・第1次候補者の情報を公表する意味、メリットがあるとは思えない。
- ・前回総長選考において生じた問題の再発を防ぐうえで肝要なのは、総長選考・監察会議における第2次候補者選考過程の公正性・透明性が確保されることである。それが果たされるのであれば、第1次候補者すべての氏名等を公表する必要はないと思われる。
- ・推薦された時点で辞退するという選択肢がないのであれば、一方的に氏名や得票数を公表するのはなじまない。ただし手続きの正当性を担保するために一定期間を経たのちに第1次候補を含めてプロセスのすべてを公開するという選択肢がありうるのではないか。

○「a 第1次候補者に関する情報の公表が必要」選択の理由（主なもの）

- ・前回の選考過程に鑑みてできるだけ透明性を高めるべき。立候補制ではないという事情はあるが、例えば、第1次候補者になることを辞退できるとすれば、当人への配慮は実現できる。
- ・選考の透明性という観点から、第1次候補者に関する情報は、「得票数を含め、」公表しておくべきだと思います。ただ、名前を出してほしくないという人がいるかもしれないので、本人の希望によって名前を伏せることも可能としておくべきだと思います。

②第2次候補者に関する総長選考・監察会議委員及び構成員への情報の提供について【必須】

第2次総長候補者に関する情報提供を充実化する場合、どのような内容のものを実施したほうがよいとお考えでしょうか。（複数回答可）

選択肢	選択部局数
a 現行のとおりでよい（候補者に関する資料の提供のみ）【理由をお書きください】	2
b 総長候補者の所信表明の動画配信（総長選考・監察会議主催）	14
c 総長候補者の所信表明を聴き、質疑応答できる場の設定（総長選考・監察会議主催）	9
d その他【自由記述】	1
未回答	1

【d を選択した場合は必須】

○【a を選択した場合→理由を記載】

- ・b のような動画配信はあった方がよいが、負担もありそうなので資料でも十分と考える。

○その他の意見

- ・質疑応答の場で印象操作を目的とした活動が行われる可能性を考えると、所信表明を全員が動画で見ることが出来るくらいが良いと考える。
- ・動画配信により、書面では得られない情報を得ることができる。質疑応答の場は、司会の技量が相当問われ、公平性の担保がそれほど容易ではないと考えられる。
- ・単に所信を書面で読むだけでなく、動画を視聴することによって得られる情報もある。特に現代において求められる総長は、自らの声によって発信し、学内外の関係者の理解を得る能力が不可欠である。
- ・責任を持って意向投票を行えるようにするため、所信表明の動画配信ならびに公開討論会を実施すべき。

③上記②の c を実施する際に候補者にお聞きした方がよいと思われる内容があればお書きください。【任意】

○主な意見

- ・予め構成員に候補者に関する資料を提供したうえで質問を募集し、その内容を候補者に伝えて、候補者が所信表明とあわせてそれらの質問にリプライする機会を設ける。
- ・求められる総長像に関連した内容
- ・その他個別事項（東京大学の進むべき方向性、DEI 推進のビジョンと具体的方策、どのような施策を実施したいか、等）

④総長候補者の資料について【任意】

候補者情報の充実化に当たり、必要と考える情報がありましたらお書きください。

- ・現状どおりでよい
- ・国際性と多様性に関する意識とコミットメント

3. その他

（１）その他、総長選考に関してご意見がありましたらお書きください。【任意】

○主な意見

- ・学内外から懸念を持たれるようなことが発生しないよう選考プロセスにおける透明性の確保が重要
- ・総長選考・監察会議が適切に役割と責任を果たすことを期待する。
- ・英語での資料も提供されるべき。
- ・総長選考・監察会議が総長の評価を行う際には、総長選考過程で表明されていた所信が実現されているかどうかとも考慮するべき。

令和7年3月4日

部局長各位

東京大学総長選考・監察会議

議長 板東 久美子

次期総長選考に向けた課題に関するアンケートについて（依頼）

日頃より、総長選考・監察会議にご協力賜り、誠にありがとうございます。

総長選考・監察会議は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学の総長選考を実施してまいりました。今年度は、総長任期6年のうち、現総長就任4年目という総長任期の後半に差し掛かりましたので、総長選考・監察会議は、次期総長選考に向けて、選考に関する制度設計の検討等、準備を進めてまいりたいと存じます。

東京大学における次期総長選考にあたり、総長選考・監察会議としては、国立大学法人法及び国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨・内容を正確に理解した上で、東京大学憲章が掲げる理念・精神を適切に反映し、社会的にも説明可能な総長選考のあり方を検討していく必要があると考えています。

つきましては、総長選考・監察会議での今後の次期総長選考の制度設計等の具体の検討をしていく上での参考とさせていただくため、この度、皆様にアンケートを実施いたしますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

なお、「求められる総長像」及び総長選考プロセスについては、当該アンケートを参考とし、総長選考・監察会議で案を策定した上で、改めて学内構成員に対して、パブリックコメントを実施する予定です。

おって、このアンケートは、令和7年3月25日（火）までに下記提出方法により送付くださるようお願い申し上げます。

記

1. 実施目的

総長選考・監察会議での今後の次期総長選考の制度設計等の具体の検討をしていく上での参考とさせていただくため、アンケートを実施する。

2. 対象 部局長（部局内で意見を集約することも可とする。）

3. 提出方法

以下提出用フォルダにアップロードをお願いいたします。

https://univtokyo.sharepoint.com/teams/Teams.houki.adm/_layouts/15/onedrive.aspx?parentid=26&s=aHR0cHM6Ly91bml2dG9reW8uc2hhcmVwb2ludC5jb20vOmY6L3QvVGhVhbXMuG91a2kuYWRtL0Vqc25JUUVBHc0p4Q2kzUmpZenJaYmxVQnlUWTJXVDBLMkxIT3EwY0FZM3ZfUUE

4. アンケート結果の取扱い

本アンケートの回答は、総長選考・監察会議委員が次期総長選考に関する制度設計につ

いて検討する際の参考として使用する。なお、アンケート結果については、部局名を秘匿した上で、その概要を総長選考・監察会議の資料として、HP で公表することを予定しておりますが、本アンケートの回答内容をそのまま公表することはありません。

総長選考・監察会議 HP : https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html

5. 締切 令和7年3月25日（火）

6. 参考資料

1. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
2. R2 年度東京大学総長選考プロセスのイメージ（流れ図）
3. 令和4年度の総長選考会議への申し送り事項
4. 東京大学総長選考・監察会議内規
5. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則
6. 求められる総長像（令和2年4月28日 総長選考会議）
7. 総長候補者資料一式（書式）
8. 参考データ
 - ① 教職員数（東京大学の概要 2024）
 - ② 学部・大学院学生数（東京大学の概要 2024）
 - ③ 教員数及び特任教員数の任期の有無・文理別の比較（令和6年度）取扱注意
 - ④ 教職員のうち、事務系・技術系・医療系職員における職名別人数（R6.5.1）取扱注意
 - ⑤ 本学の人数構成と代議員の占める割合について取扱注意

【担当】 本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

次期総長選考に向けた課題に関するアンケート 回答用紙 (※切 3/25 (火))

所属、氏名をご記入のうえ、設問にお答えください。

なお、回答欄が不足する場合は、適宜ページ、行を追加してご使用ください。

所 属	
氏 名	

<提出方法>

以下提出用フォルダにアップロードをお願いいたします。

https://univtokyo.sharepoint.com/teams/Teams.houki.adm/_layouts/15/onedrive.aspx?p=26&s=aHR0cHM6Ly91bmI2dG9reW8uc2hhcmVwb2IudC5jb20vOmY6L3QvVGh0bXMuG91a2kuYWRtLOVqc25JUUVBHCOp4Q2kzUmpZenJaYmxVQnIUWTJXVDBLMkxIT3EwY0FZM3ZfUUE

【現行の総長選考プロセス（概要）】 <参考資料2、参考資料4、参考資料5>

- 1 総長選考会議から、「求められる総長像」の提示
- 2 第1次候補者（10人＋α）の選出・・・各部局から選出された代議員（常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師＝各部局4人計144人、その他の常勤の教職員＝各部局1人計34人、総数178人）で構成される代議員会において投票を実施し、第1次候補者（10人を限度）を選出する。
また、経営協議会において、代議員会で選出された候補者以外の者を第1次候補者（2人程度）として推薦できる。
- 3 第2次候補者（3人以上5人以内）の選定・・・総長選考会議において書類選考、面接等の調査を経て、3人以上5人以内の候補者を決定
- 4 総長予定者を決定・・・総長選考会議が、第2次候補者について、常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師による意向投票を実施し、その結果を考慮して総長予定者を決定する。

1. 総長選考プロセスの大枠について

(1) 代議員会の構成について

【現行】＜参考資料5＞

部局教授会構成員選出の代議員(研究科、学部、研究所等各4名ずつ)及びそれ以外の教職員選出の代議員(各部局1名)で構成。

① 第1次総長候補者を選出する代議員会の構成として適切であるとお考えのものを選びください。(複数回答可) 【必須】

- ☐a 現行のとおりでよい(その理由をお書きください)
- ☐b 教授会構成員以外の教職員の代議員数を増やすべき(その理由をお書きください)
- ☐c その他(その選出方法、選出基準についても併せてお書きください)

② aを選択した場合は、その理由をお書きください。b,cを選択した場合は、その代議員選出方法、選出基準についてお考えをお書きください。【必須】

【a,bを選択した場合→理由を記載】

【cを選択した場合→代議員選出方法、選出基準を記載】

(2) 意向投票の投票権を付与する範囲について

【現行】＜参考資料5＞

常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師(クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用する者を含む。)

① 第2次総長候補者に対する意向投票の投票権を付与する範囲として適切であるとお考えのものをを選びください。(複数回答可) 【必須】

- ☐a 現行のとおりでよい
- ☐b 常勤の特任教員にも投票権を付与すべき
- ☐c 幹部職員にも投票権を付与すべき
- ☐d その他(その選出方法、選出基準についても併せてお書きください) 【自由記述】

【自由記述(dを選択した場合のみ)】

(3) 求められる総長像について

【現行】＜参考資料6＞

東京大学の課題・将来像を踏まえた総長像の在り方について、ご意見がありましたらお書きください。【任意】

(4) 意向投票の在り方について

【現行】＜参考資料5＞

有効投票の過半数を得るまで3回の投票を行う。投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは3回目の投票において得票多数の者2人について1回に限り投票を行う。(最大で投票3回＋決選投票1回)

意向投票については、以下のような見解が示されています。

「令和4年度の総長選考会議への申し送り」P2 1. (1)③＜参考資料3＞

総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であるとする。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。

総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書(令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース)P16

「2014 年の法人法改正は学長選考における学長選考会議の主体性を強化することを内容とし、また、[ガバナンス・コード](#)においては「学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。」(補充原則 3-3-①)と定めている。

もっとも、2014 年改正を含めて法人法は決して意向投票を一律に禁止するものではない。意向投票制度の採否及びその具体的な形態は、各国立大学法人の歴史と個性に開かれた構造となつていふと考えられる。ただし、[ガバナンス・コード](#)及び各種の政策文書(例えば中央教育審議会大学分科会『[大学のガバナンス改革の推進について\(審議まとめ\)](#)』、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ『[国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて](#)』2020 年 12 月)が示すように、意向投票を行う場合には、その意味づけを明確にし、社会に対する説明責任を果たす必要がある。本学として重要なことは、法人法及びガバナンス・コードの趣旨・内容を正確に理解した上で、憲章が掲げる理念・精神を適切に反映し、そして社会的にも説明可能な総長選考のあり方を検討することであると思われる。」

①意向投票の実施にあたり、どのような意向投票が適切であるとお考えでしょうか。a~d いずれかを選択の上、その選択理由【必須】をお書きください。なお、意向投票についてご意見がある場合は併せてお書きください【任意】。

- ☐a 複数回の投票を行う必要はない
- ☐b 複数回の投票で複数名に絞るのがよい
- ☐c 複数回の投票で一人に絞るのがよい
- ☐d その他

【a~d いずれを選択した場合にも理由をお書きください（必須）】

意向投票の在り方についてご意見があればお書きください。【任意】

2. 総長選考プロセスにおける具体的事項について

(1) 構成員等に対する候補者情報の発信・提供の在り方

【現行】

<①第1次候補者に関する情報の公表>

第1次候補者の氏名を50音順により代議員会の席上において発表。各第1次候補者の得票数及び順位は発表しない。＜参考資料5＞

<②第2次候補者に関する情報の公表>

第2次候補者氏名の告示：学内のみ公表（部局長あて通知、併せて学内ポータルサイトに略歴、候補者資料、所見のほか顔写真を掲載）

<③第2次候補者に関する構成員への情報の提供>

動画配信等について、総長選考会議が主催するものとしては行わなかったが、一部の部局の有志が主催する形式で第2次候補者の所信表明の動画配信が行われた。

①第1次候補者に関する情報の公表について、第1次候補者は立候補制ではなく推薦されて選ばれており、第2次候補者に選ばれなかった方への配慮から、従来からその氏名を公表しない扱いとしています。これを踏まえて、適切であるとする選択肢をお選びいただき、併せて理由もお書きください。【必須】

☐a 第1次候補者に関する情報の公表が必要

☐b 第1次候補者に関する情報の公表は不要

【a,b どちらを選択した場合も理由をお書きください】

②第2次候補者に関する総長選考・監察会議委員及び構成員への情報の提供について【必須】

第2次候補者の情報の提供については以下のような見解が示されています。

「令和4年度の総長選考会議への申し送り」P3 1. (2)③<参考資料3>

特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。

総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書(令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース)P17

第2次候補者の動画配信は、意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行う上で重要な意味を持ちうると思われる。

これらを踏まえて、第2次総長候補者に関する情報提供を充実化する場合、どのような内容のものを実施したほうがよいとお考えでしょうか。(複数回答可)

- ☐a 現行のとおりでよい(候補者に関する資料の提供のみ)【理由をお書きください】
- ☐b 総長候補者の所信表明の動画配信(総長選考・監察会議主催)
- ☐c 総長候補者の所信表明を聴き、質疑応答できる場の設定(総長選考・監察会議主催)
- ☐d その他【自由記述】

【aを選択した場合→理由を記載】

【dを選択した場合は必須】

③上記②の c を実施する際に候補者にお聞きした方がよいと思われる内容があればお書きください。【任意】

【cを選択した場合、必要に応じてお書きください】

④総長候補者の資料について【任意】

【現行】＜参考資料7＞

- ・略歴(顔写真入り)
- ・総長候補者資料
- ・東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見
- ・総長候補者が選任する推薦人2名程度からの推薦書

※前回総長選考実施時は、略歴、総長候補者資料、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見は学内に公表。推薦書は総長選考・監察会議のみで閲覧。

候補者情報の充実化に当たり、必要と考える情報がありましたらお書きください。

【自由記述】

3. その他

(1) その他、総長選考に関してご意見がありましたらお書きください。【任意】

例：事務局機能の強化について（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書 P14）

選考プロセスにおけるバリアフリーに関する具体的な要望等

【自由記述】

【参考】

- ・総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（令和3年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース）
- ・国立大学法人ガバナンス・コード（令和6年7月 文部科学省・内閣府・国立大学協会）P14
- ・大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）P23~24
- ・国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて（令和2年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）P7~8

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料 1

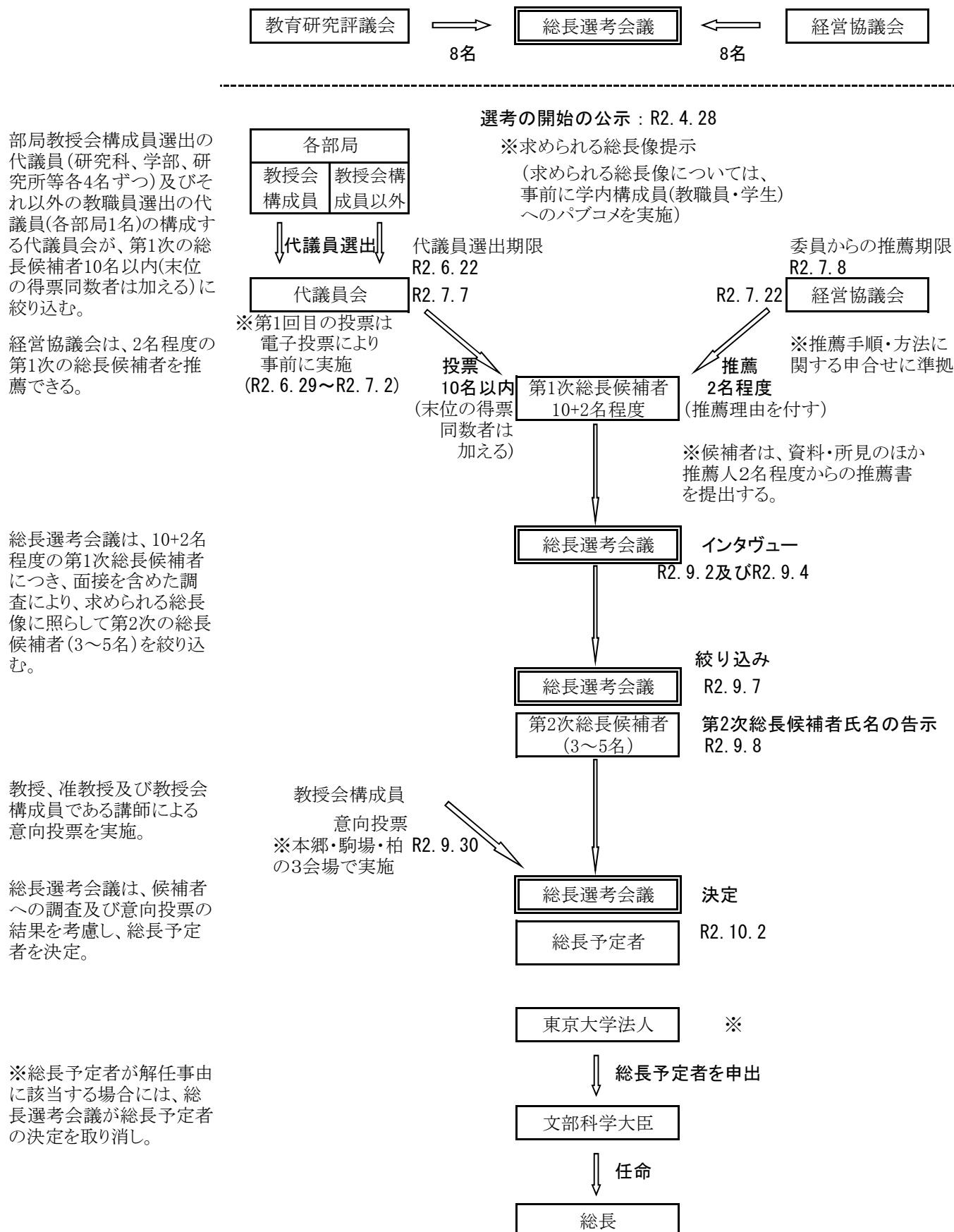
2025（R7）.1.10
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像								◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度			◆求められる総長像の決定				
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度			◆プロセス等の決定				
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度			◆規則改正				
選考スケジュール																◆総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)

※ 総長選考に関する以下の日程は暫定的なものであり、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、変更の可能性あります。どうかご了承ください。



令和4年3月16日
総長選考会議

令和4年度の総長選考会議への申し送り事項

令和3年度の総長選考会議においては、『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（令和3(2021)年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース）』を受け、同報告書において「総長選考会議において検討されるべきこと」とされた事項のうち、「(1) すみやかに対応が必要と思われる事項」についてまず検討を行うこととし、主に総長選考会議の議事運営上のルールについて、学内意見募集も行った上で規程類の大幅な見直しを行った。

また、同報告書において「(2) 引き続き十分な議論を踏まえて検討が必要と思われる事項（次期総長選考までに検討）」とされた諸課題及び前年度からの申し送り事項等も踏まえ、総長選考プロセスについても、令和2年度実施の総長選考を省みつつ一定の議論を行った。

さらに、前年度からの申し送り事項であった「総長の業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について」についても検討し、総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法について、大枠の方針を決定した。

これらの検討を踏まえ、下記のとおり次年度へ申し送ることとする。

記

1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

現総長の任期満了に伴う次期総長選考は令和8年度（2026年度）に実施される。前回総長選考（令和2年度実施）のプロセスについては、『令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和2年12月11日 令和2年度総長選考過程検証委員会）』、前述『総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書』及び前年度からの申し送り事項の別紙『令和2年度総長選考会議 各委員への意見照会 回答集』等において多くの課題が指摘されているところであり、それらの諸課題については、次期総長選考に向けて引き続き十分な議論・検討が必要である。その検討にあたり、前回総長選考の経験も踏まえて、令和3年度の総長選考会議として特に留意すべきと考える課題を下に記す。

なお、(2) については、前回総長選考プロセスの大枠（特に、代議員会及び経営協議会による第1次候補者の推薦、総長選考会議における第2次候補者の選定等）を所与とした具体的な事項について言及している。次期総長選考については、令和4年度以降の総長選考会議がそれらのプロセスの大枠から決定していくものであり、(2)

の内容は、それらの大枠についての議論を縛る趣旨のものではないことを付言しておく。

(1) 総長選考プロセスの大枠について

①選考プロセス全体

次期選考に向け、総長選考会議において各年度に取り組むべき基本的事項を行程表の形で改めて整理しておく必要がある。

選考プロセスの検討にあたっては、教学と経営の長を分ける可能性が存在することも踏まえ、引き続き双方の長を総長とするか、大学としての方針を改めて確認することが前提となる。

また、選考プロセスへの職員の参画の在り方についても改めて検討する必要がある。

②求められる総長像

現状の「求められる総長像」は、比較的少ない項目と短い文章で構成された抽象度合いの高いものとなっているが、より具体的なものにすべきとの意見もあり、その可能性も含め改めて検討することが必要である。

③意向投票

総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは引き続き有意義であると考ええる。ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要である。

(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について

①第2次候補者の絞り込み方法

総長選考会議において第1次候補者を第2次候補者に絞り込む方法については、前回選考時よりも詳細なルールを事前に定めておくべきである。ルールを定めるに当たっては、その内容として、次の点の検討が必要である。

- ・東京大学総長選考会議内規において「3人以上5人以内」と規定されている第2次総長候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか、検討すべきである。
- ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべきであり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる

る批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある。

②候補者情報の収集の在り方

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への30分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多角的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。なお、候補者情報の収集の在り方の検討に際しての参考材料とするため、令和2年度において人材コンサルティング会社による調査を試行的に実施したことに関連して、「令和3年度の総長選考会議への申し送り事項」において当該調査の報告会（プレゼンテーション）の実施が申し送られていた。令和3年度の総長選考会議では諸般の事情により実施できなかったが、当該申し送りがあったことを付言しておく。

③候補者情報の発信・提供の在り方

第1次候補者及び第2次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれの公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め詳細に議論した上で決定すべきである。

そのうち、特に第2次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。

④経営協議会への働きかけ

経営協議会における第1次候補者推薦の在り方についても、そのプロセスの充実・実質化を図る方策、日頃から候補者となり得る者の情報を得る機会の拡大等の点で、問題提起があった。今後、経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す等、総長選考会議としても適切な対応が期待される。

2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

令和4年4月1日施行の国立大学法人法の改正により、総長選考（・監察）会議の権限が追加される予定である。これに伴い、これまで行ってきた総長の業務執行状況の確認について、監事との連携の在り方を含め、その具体的な確認方法を改めて検討する必要がある。

総長の賞与の増減に業績評価を勘案させる方法についても、令和3年度中に決定し

た大枠の方針に沿い、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法等、詳細について詰める必要がある。また、将来の総長候補の育成の在り方については引き続きの検討を要する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日

総長選考会議可決

東大規則第5号

[沿革](#)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
 - (2) 第2次総長候補者の決定
 - (3) 総長予定者の決定
 - (4) 総長の解任の申出の決定
 - (5) 求められる総長像の決定
 - (6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
 - (7) 大学総括理事の設置
 - (8) 運営方針委員の選任及び解任
 - (9) 運営方針委員の任期に関する事項
 - (10) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃
- 2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。
- 3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

- 3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の間接評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

- 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学総長選考・監察会議内規

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆平成16年04月01日 総長選考会議可決

◇平成16年06月15日

◇平成20年01月22日

◇平成20年06月17日

◇平成22年09月21日

◇平成24年04月18日

◇平成26年07月08日

◇平成27年03月13日

◇平成27年11月20日

◇平成30年03月20日

◇令和02年04月28日

◇令和04年03月16日

◇令和06年01月24日

◇令和06年09月26日

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表 1 に定める区分ごとに各 4 人(ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。)

イ. 第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに各 1 人

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする（学部の場合を除く）。ただし、別表 1 の「全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1 名を含めることができる。

(3) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。

(4) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(5) 第 1 号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(6) 別表 2 の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして取り扱う。

(7) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外

の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(8) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の第1次候補者を定める方法について

(1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授（名誉教授を含む） ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。

3. 内規第9条及び第10条による第1次総長候補者について

(1) 選考・監察会議委員が第1次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第1次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。

(2) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求めるものとする。

(3) 選考・監察会議は、第1次総長候補者に選出された者全員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
 - (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
 - (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
 - (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
 - (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
 - (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
 - (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
 - (8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。
5. 内規第13条の意向投票の方法について
- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
 - (2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。
 - (3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。
 - (4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。
 - (5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局（投票場）において行う。
 - (6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。
 - (7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。
 - (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。
 - (9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所 に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用 施設及び文書館

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医学部附属病院
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区に所在する事務組織
本部
附属図書館
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所 に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用 施設及び文書館

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

別表 3

所 属	投票を行う部局
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科
高大接続研究開発センター	本部
カブリ数物連携宇宙研究機構	宇宙線研究所
ニューロインテリジェンス国際研究機構	医学系研究科
未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科
低温科学研究センター	理学系研究科
総合研究博物館	理学系研究科
環境安全研究センター	理学系研究科
情報基盤センター	理学系研究科
素粒子物理国際研究センター	理学系研究科
空間情報科学研究センター	新領域創成科学研究科又は物性研究所
文書館	本部

令和2年4月28日
総長選考会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

生年月日

昭和 年 月 日 (歳)

学 歴

昭和〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業

〃 〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻修士課程修了

平成〇〇. 〇. 〇〇 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程修了

資 格

平成 〇. 〇. 〇〇 博士 (〇〇学) (〇〇大学)

専 門

〇〇〇〇〇〇〇〇学

職 歴

※ 年齢は年度末年齢

※ 顔写真について、ご自身で用意する別の写真の掲載を希望される場合は、本略歴ご確認後の提出の際に、電子データにて併せてご提出をお願いします。

※ 項目 1. ～ 9. は項目ごとの記載分量は自由ですが、全体で 2 頁以内に収まるように記入してください。項目 10. 及び項目 11. は必ず頁を変え、各 1 頁以内としてください。その他資料等は添付しないでください。

(別紙 4)

総長候補者資料

記入例

(年 月 日現在)

1. 氏名及び年令 (年令は令和 2 年度末年令)

○ ○ ○ ○ (○○歳)

2. 現職

○○○○○○○○

3. 学位 (学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月)

○○博士 (○○大学) (○○年○月)

4. 学歴 (大学卒業以降)

○○大学○○学部卒業 (○○年○月)

○○大学大学院○○研究科○○専攻修士課程修了 (○○年○月)

○○大学大学院○○研究科○○専攻博士課程修了 (○○年○月)

5. 主な職歴

○○年○月

○○年○月

○○年○月

○○年○月

○○年○月

...

6. 主な教育・研究・社会活動

学部前期課程、後期課程、大学院の数学を担当

教育学研究科を兼担、数学教育を担当

...

数学特に可積分系の理論を研究

...

20 年以上、高等学校数学教科書の編修

10 年以上、中学校数学教科書の代表著者

...

7. 主な著作（研究論文を含む。）（題目、出典、発行年を記載）

「〇〇〇〇〇〇」 〇〇出版会（〇〇年）

．．．

8. 学会、審議会等における主な活動

平成7年～9年 日本数学会理事長、新しい学会誌を創刊

平成9年～17年 日本学術会議会員、機構改革に参加

．．．

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、非専門家向けに1頁以内で解説してください。

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内でできる限り具体的に説明してください。

※ 全体で2頁に収まるようにご記入願います(2,400字程度)。

※ 1.～5.の項目については、現状を継続するべきと思われる点と改革するべき点と思われる点をできる限り具体的にご説明願います。(別紙5)

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏 名：

1. 東京大学の教育について、お考えをお聞かせ下さい。

2. 東京大学の研究について、お考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の運営・経営について、お考えをお聞かせ下さい。

4. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方（執行部体制のあり方を含む）と教員以外の構成員を含めた学内合意形成の進め方について、お考えをお聞かせ下さい。

5. 上記1.～4.以外で東京大学が重点的に取り組む必要があると考えているものは何ですか。

6. その他（各候補者において任意で記述するものとし、自由にご記入願います。）

(別紙4)

年 月 日

東京大学第1次総長候補者に係る推薦書

東京大学総長選考会議議長

〇〇 〇〇 殿

推薦者

氏名 〇〇 〇〇

所属 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

職名 〇〇〇〇

私は、東京大学第1次総長候補者となった下記の者について、次期総長の適任者として、別添の推薦理由を添えて推薦いたします。

記

第1次総長候補者氏名 〇〇 〇〇

(別添) 推薦理由 (1 ページ目)

推薦者 (記入者) 氏名 :

※ 推薦理由について、「求められる総長像」を踏まえ、下に列挙した観点から、2 頁以内でできる限り具体的にご説明ください。(その他資料等は添付しないでください。)

- ・ 候補者の教育・研究・社会活動
- ・ 候補者の組織の運営・経営に関する実績と成果
- ・ 候補者に関するその他の特記事項

(別添) 推薦理由 (2 ページ目)

役員等・教職員数

役員等			
総 長	1		
理 事	9	(うち1名は非常勤)(うち6名は副学長兼務)	
監 事	2	(うち1名は非常勤)	
副 理 事	8		
計	20		

特定有期雇用教職員	男	女	計
卓越教授	5		5
特任教授	105	17	122
特任准教授	156	37	193
特任講師	105	49	154
特任助教	361	159	520
特任研究員	772	326	1,098
学術専門職員	101	284	385
特任専門員	62	40	102
特任専門職員	65	353	418
看護師（有期雇用）	2	15	17
医療技術職員（有期雇用）	27	41	68
薬剤師（有期雇用）	1	5	6
臨床工学技士（有期雇用）	1	1	2
栄養士（有期雇用）		7	7
診療放射線技師（有期雇用）	1	2	3
臨床検査技師（有期雇用）	1	4	5
理学療法士（有期雇用）	1	1	2
作業療法士（有期雇用）		1	1
計	1,766	1,342	3,108

教職員	男	女	計
教 授	1,207	142	1,349
准 教 授	811	172	983
講 師	244	56	300
助 教	1,040	256	1,296
助 手	10	16	26
教諭・養護教諭	25	14	39
高度学術専門職員	3	1	4
事務系職員	787	852	1,639
技術系職員	414	135	549
医療系職員	276	1,778	2,054
その他職員	1	3	4
計	4,818	3,425	8,243

職域（時間）限定職員	男	女	計
高度主事員		2	2
主事員	3	98	101
主事員（時間限定）	8	204	212
高度技術員	1		1
技術員	5	3	8
技術員（時間限定）		3	3
上席高度学術員	2	4	6
高度学術員	1	8	9
学術員		5	5
学術員（時間限定）		6	6
計	20	333	353

(令和6年5月1日現在)

参考資料 8

学 部

課程	学部	学部学生			学部研究生			学部聴講生			計		合計
		男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	
前期課程	教養	5,230	1,424	6,654							5,230	1,424	6,654
		77	55	132							77	55	132
後期課程	法	674	235	909				10	5	15	684	240	924
		4	9	13							4	9	13
	医	397	113	510	2		2		1	1	399	114	513
		2		2					1	1	2	1	3
	工	1,901	270	2,171	4		4	12	2	14	1,917	272	2,189
		24	5	29							24	5	29
	文	555	234	789							555	234	789
		5	8	13							5	8	13
	理	596	78	674				3	2	5	599	80	679
		18	1	19							18	1	19
	農	461	155	616							461	155	616
		2	1	3							2	1	3
	経済	657	158	815				3		3	660	158	818
		10	4	14							10	4	14
	教養	343	184	527	4	2	6				347	186	533
		27	25	52		1	1				27	26	53
	教育	113	91	204	1		1				114	91	205
			2	2								2	2
	薬	131	58	189		1	1				131	59	190
		3	3	6		1	1				3	4	7
合 計		11,058	3,000	14,058	11	3	14	28	10	38	11,097	3,013	14,110
		172	113	285		2	2		1	1	172	116	288

〈備考〉1. 本表の上段は総数を示し、下段は外国人留学生を内数で示す。

(令和6年5月1日現在)

2. 学部研究生とは、学部において特殊事項に関する研究をする者、学部聴講生とは、学部の授業科目を聴講する者。

3. 本表には特別聴講学生・科目等履修生は含まない。

大学院

研究科・教育部	修士			専門職学位			博士			大学院研究生等			計		合計
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	
人文社会系	190	118	308				247	137	384	18	24	42	455	279	734
	22	31	53				38	37	75	17	22	39	77	90	167
教育学	81	126	207				126	128	254	4	15	19	211	269	480
	4	24	28				6	23	29	3	13	16	13	60	73
法学政治学	24	15	39	308	173	481	61	25	86	5	6	11	398	219	617
	7	7	14	5	5	10	17	13	30	5	6	11	34	31	65
経済学	133	63	196				89	18	107	3	1	4	225	82	307
	43	46	89				6	11	17		1	1	49	58	107
総合文化	313	200	513				413	257	670	44	58	102	770	515	1,285
	47	86	133				78	87	165	34	56	90	159	229	388
理学系	607	137	744				570	129	699	38	14	52	1,215	280	1,495
	66	28	94				132	41	173	29	14	43	227	83	310
工学系	1,891	411	2,302	12	1	13	1,170	281	1,451	77	49	126	3,150	742	3,892
	387	169	556				573	185	758	63	38	101	1,023	392	1,415
農学生命科学	423	203	626				285	185	470	34	18	52	742	406	1,148
	64	73	137				97	110	207	25	14	39	186	197	383
医学系	41	66	107	31	34	65	556	382	938	22	22	44	650	504	1,154
	18	29	47	1	5	6	46	87	133	6	15	21	71	136	207
薬学系	128	44	172				107	65	172	2	3	5	237	112	349
	8	9	17				12	15	27	2	2	4	22	26	48
数理科学	77	2	79				77	2	79	4		4	158	4	162
	5	1	6				11		11	1		1	17	1	18
新領域創成科学	637	279	916				447	209	656	32	17	49	1,116	505	1,621
	213	133	346				196	117	313	32	16	48	441	266	707
情報理工学系	534	45	579				303	36	339	53	4	57	890	85	975
	114	15	129				122	23	145	45	4	49	281	42	323
学際情報	124	139	263				118	83	201	16	10	26	258	232	490
	31	77	108				39	37	76	15	9	24	85	123	208
公共政策学				144	139	283	19	3	22	2		2	165	142	307
				61	64	125	7	1	8	2		2	70	65	135
合 計	5,203	1,848	7,051	495	347	842	4,588	1,940	6,528	354	241	595	10,640	4,376	15,016
	1,029	728	1,757	67	74	141	1,380	787	2,167	279	210	489	2,755	1,799	4,554

〈備考〉1. 本表の上段は総数を示し、下段は外国人留学生を内数で示す。

(令和6年5月1日現在)

2. 大学院研究生とは、本学大学院において特定事項を研究する者。

3. 本表には特別聴講学生・科目等履修生は含まない。

令和 7 年度 総長選考・監察会議関係日程

月 日	事 項	備 考
4. 16 (水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 1 回)	経営協議会 16:00～18:00
5. 21 (水) 10:00～11:30	総長選考・監察会議 (第 2 回)	
6. 20 (金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 3 回)	経営協議会 16:00～18:00
7. 22 (火) 13:00～14:45	総長選考・監察会議 (第 4 回) 監事懇談	
8. 27 (水) 13:00～15:30	総長選考・監察会議 (第 5 回) 総長懇談 ^{※1}	
9. 17 (水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 6 回)	経営協議会 16:00～18:00
10. 31 (金) 10:00～11:30	総長選考・監察会議 (第 7 回)	
11. 14 (金) 13:00～15:30	総長選考・監察会議 (第 8 回) 総長懇談 ^{※2}	経営協議会 16:00～18:00
12. 1 (月) 14:30～16:00	総長選考・監察会議 (第 9 回)	
1. 14 (水) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 10 回)	経営協議会 16:00～18:00
3. 13 (金) 13:30～15:30	総長選考・監察会議 (第 11 回)	経営協議会 16:00～18:00

※1 8/27 (水) の総長懇談 1 は、「総長の賞与に係る職務実績の評価」を行う予定。

※2 11/14 (金) の総長懇談 2 は、「総長の業務執行の状況についての確認」を行う予定。

○ 上記の日程以外に書面審議を行う場合がある。

令和2●年4●月28●日

総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

次期総長選考に向けた課題検討

大学組織における総長の位置づけについて

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a)教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3－3－5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

次期総長の任期について ―参考法令等―

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3－3－1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年8月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。

学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十二条

- 6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員(教職員・学生)の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと。